

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

ための体制を構築しております。

企業年金制度の運用にあたっては、積立金の運用に関する基本方針及び将来にわたる最適な資産構成割合を定め、当該方針等に基づき適切な運用受託機関を選定するとともに、定期的なモニタリングを行っています。

なお、議決権行使の考え方を各運用受託機関へ確認の上、企業年金の受益者と当社との間で利益相反が生じないようにしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 当社の経営理念、経営指標及び経営計画

サステナビリティレポート(知的財産管理: p.76～78)

[https://www.khi.co.jp/sustainability/library/sustainability\\_report/2023/sustainability\\_report\\_2023.pdf](https://www.khi.co.jp/sustainability/library/sustainability_report/2023/sustainability_report_2023.pdf)

(TCFDの枠組みに基づく開示について)

気候変動に係るリスク及び収益機会が当社グループの事業活動や収益等に与える影響について、データ収集と分析を行い、TCFDの枠組みに基づく開示を行っています。今後、開示の質と量の一層の充実に取り組んでいきます。

統合報告書(p.45～48)

[https://www.khi.co.jp/sustainability/library/report/2023/pdf/23\\_houkokusyo.pdf](https://www.khi.co.jp/sustainability/library/report/2023/pdf/23_houkokusyo.pdf)

サステナビリティレポート(p.92)

[https://www.khi.co.jp/sustainability/library/sustainability\\_report/2023/sustainability\\_report\\_2023.pdf](https://www.khi.co.jp/sustainability/library/sustainability_report/2023/sustainability_report_2023.pdf)

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任範囲の概要】





1.37

UNITED

ACCOUNT  
CLIENTS

BRANBIS

CLIENT  
LONDON

株式会社みずほ銀行

2270-057  
[REDACTED] 如印通T-8々 密俵



—

\_\_\_\_\_













## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### (1) 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は監査等委員会設置会社であり、取締役会の任意の諮問機関として指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、業務執行機関として経営会議、執行役員会等を設置しています。

当社における主な会議体並びにその内容及び活動状況は以下の通りです。

取締役会は、その員数13名(うち、5名は監査等委員である取締役)のうち社外取締役は7名(うち、3名は監査等委員である取締役)であり、過半数を占めています。また、2024年6月には初めて女性の社内取締役(監査等委員)が就任しました。現在、女性取締役は5名、外国籍取締役は2名と、知識・経験・能力のバランスに加えてその多様性を促進し、より多角的な経営判断ができる体制としています。清に、取締役と各事業責任者(カンパニープレジデント等)を分けることにより経営の監督と執行の分離を進め、取締役会の監督機能の強化を図っています。なお、議長は取締役会の決議により会長が務めています。









## 2. IRに関する活動状況



## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(内部統制システム整備の基本方針)

決裁規則等の子会社管理に関する規則を制定し、適正なグループ経営を管理する体制を整備する。当社内部監査部門は、子会社の業務監査・財務報告に係る内部統制の評価の実施により、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保する。

(b)子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
(会社法施行規則第110条の = ち事 = づり性靱制

制る事項に關する禍にの当。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力からの不当な要求に対し、毅然としてこれを拒否するとともに、行動規範において、反社会的勢力との一切の関係を遮断することを規定し、全取締役、執行役員及び使用人に対し周知徹底する。



## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項